

＜待機時間料、積込料及び取卸料の設定に係る届出様式例＞
(平成2年公示の運賃・料金表を利用している事業者用)

年 月 日

九州 運輸局長 殿
佐賀 運輸支局長 殿

住 所
事 業 者 名
代 表 者 名 ①
電 話 番 号

運賃料金設定(変更)届出書

貨物自動車運送事業報告規則第2条の2に基づき、運賃及び料金を設定(変更)したので、下記のとおり提出します。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

氏 名 又 は 名 称

住 所

代 表 者 名

2. 事業の種類

一般貨物自動車運送事業

特定貨物自動車運送事業

貨物軽自動車運送事業

(※該当する事業に☑を入れてください。)

3. 設定(変更)した運賃及び料金を適用する運行系統又は地域

全国

その他()

(※該当する事項に☑を入れてください。)

4. 設定(変更)した運賃及び料金の種類、額及び適用方法

種 類 (新設)積込料及び取卸料、待機時間料
(削除)車両留置料
(削除)パレットの使用等
(変更)実費負担、消費税
(変更)フェリーボート利用料

運賃及び料金の額 別紙 ①

適用方法 別紙 ②

5. 実施年月日

平成 年 月 日より実施

6. 変更を必要とした理由

標準貨物自動車運送約款を使用するとともに、待機時間料、積込料及び取卸料を設定し、約款に従い料金を収受する等のため。

<運賃料金変更届出書の様式例>
 (平成2年公示の運賃・料金表を利用している事業者用)

<別紙①>

【積込料及び取卸料について】

(新)

	上限	下限
時間ごとに	円	円

※その他荷役機械及び副資材を使用した場合等には別途実費を收受
 ※作業員1人あたりの料金

(旧)

新設

【待機時間料について】

(新)

	上限	下限
分を超える場合において分までごとに	円	円

(旧)

新設

【車両留置料について】

(新)

削除

(旧)

	車種別 時間	1トン車 まで	2トン車 まで	3トン車 まで	4トン車 まで	5トン車 まで	6トン車 まで
30分まで ごとに		1,120 円	1,240 円	1,330 円	1,420 円	1,560 円	1,710 円
	車種別 時間	8トン車 まで	10トン車 まで	12トン車 まで	12トンを超え2トンを増す車種までご とに		
30分まで ごとに		1,950 円	2,150 円	2,240 円	180 円		

<運賃料金適用方設定届出の様式例>
(平成2年公示の運賃・料金表を利用している事業者用)

<別紙②>

(1) 距離制運賃適用方

【積込料及び取卸料について】

- (新) 19-1. 荷送人又は荷受人の依頼により貨物の積込又は取卸しを行う場合には、積込料又は取卸料を収受します。
- (1) 車上的における貨物の積み付けであって、シート、ロープなど通常備えている積付用品による作業は当店の負担において行います。
- (2) 作業員を複数配置した場合には、人数と作業時間に応じて収受します。
- (3) 積込み又は取卸し作業の際に荷役機械及び副資材を使用した場合等には別途実費を収受します。

(旧) 新設

【待機時間料について】

- (新) 19-2. 車両が貨物の発地又は着地に到着後、荷送人又は荷受人の責により待機した時間(荷送人又は荷受人が貨物の積込み若しくは取卸し又は附帯業務を行う場合における待機した時間を含む。)に応じて待機時間料を収受します。ただし、1回の運送において2箇所以上で待機が発生する場合は、それぞれについて合計するものとします。

(旧) 新設

【車両留置料について】

- (新) 削除
19. 車両が貨物の発地又は着地に到着後、荷主の責により留置された時間(貨物の積込又は取卸しの時間を含みます。)が下記(3)の車両留置時間を超える部分については、所定の車両留置料を収受します。
- (1) 1回の運送において2箇所以上で積込み又は取卸しが行われる場合の作業時間は、それぞれについて合計するものとします。
- (2) 引越荷物については所定の時間の50%増とします。
- (3) 車両留置時間

車種別	3トン車まで	3トン車を超え 6トン車まで	6トン車を超え 12トン車まで	12トン車を超え4ト ンを増す車種まで ごとに
発地又は 着地ごとに	50分	60分	90分	20分

【パレットの使用等について】

- (新) 削除
- (旧) 21. JIS規格のパレット(荷主側の提供したものに限り。)の使用、荷主側の積卸作業等により19の(3)の車両留置時間が短縮された場合について、車両留置料を適用した場合の金額を4及び5により計算した運賃より減じます。

【消費税について】

- (新) 22.(1) 運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。
- (旧) 22.(1) 運賃及び料金の総額に3%を乗じて計算します。

【計算の順序について】

- (新) 23. 運賃及び料金の計算は、次の順序により行います。
- ① 使用車両及び運送距離による運賃の計算
 - ② 割増率及び割引率の適用の計算
 - ③ 上下それぞれ10%幅の適用計算
 - ④ 5による運賃のは数処理
 - ⑤ 諸料金(は数処理を含む)の計算
 - ⑥ 22による加算の計算
 - ⑦ 実費の計算

(旧) 23.運賃及び料金の計算は、次の順序により行います。

- ① 使用車両及び運送距離による運賃の計算
- ② 割増率及び割引率の適用の計算
- ③ 上下それぞれ10%幅の適用計算
- ④ 5による運賃のは数処理
- ⑤ **パレット使用等による減算**
- ⑥ 諸料金(は数処理を含む)の計算
- ⑦ 22による加算の計算
- ⑧ 実費の計算

【実費負担について】

(新) 25.荷主の要求により行う品代金の取立て、荷掛金の立替え、貨物の荷造り、仕分、保管、検収及び検品、横持ち及び縦持ち、棚入れ、ラベル貼り、はい作業その他の附帯業務に伴う費用は、実費として収受します。

(旧) 25.荷役機械使用料、荷役作業員料、横持ち、縦持ち、はい付け等、荷役に伴う費用は、実費として収受します。ただし、次に掲げる費用はこの限りではありません。

- (1) 車上における貨物の整理、積付け及びこれに附帯する業務(ロープ、シートかけ等)
- (2) 1個の貨物の重量が30キログラム以下の場合であって19の(3)の車両留置時間内において運転者が行う積卸作業

【フェリーボート利用料(自動車航走路利用料)について】

(新) 26.運送区間中にフェリーボートを利用して運送する場合には、次の式により算出した金額を収受します。
[使用車両の航走路料(助手に係る旅客運賃を含む) + 航走路期間中の固定費
(1時間当たり待機時間料相当額 × 航走路所要時間)] × 2

(旧) 26.運送区間中にフェリーボートを利用して運送する場合には、次の式により算出した金額を収受します。
[使用車両の航走路料(助手に係る旅客運賃を含む) + 航走路期間中の固定費
(1時間当たり車両留置料相当額 × 航走路所要時間)] × 2

(2)時間制運賃料金適用方

【距離制運賃料金適用方の準用について】

(新) 5.距離制運賃料金適用方の1.2.4.5.7.10から16.19-1.22から27までは時間制運賃料金を適用する場合に準用します。

(旧) 5.距離制運賃料金適用方の1.2.4.5.7.10から16.22から27までは時間制運賃料金を適用する場合に準用します。